

平成28年(ワ)第280号 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件(第2陣)

原 告 澤 正宏 外

被 告 国 外 1 名

## 国の責任に関する意見陳述書

2019(平成31)年2月26日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 市 橋 耕 太

はじめに

今回、原告らが提出した準備書面（11）は、本件原発事故についての予見可能性、結果回避可能性等に関する被告国第2準備書面の主張に対する反論となっております。

詳細は書面に委ねますが、ここでは特に、一陣判決以降被告国が新たに主張するに至った論点（被告国第2準備書面167～173頁）に対する反論を述べます。

## 1 被告国の主張

被告国の主張は、「長期評価」公表当時に保安院の規制担当責任者であった川原修司氏の陳述書及びその添付メール(乙B283号証)に基づき、保安院が「長期評価」公表直後、被告東電に「長期評価の見解」に対する対応方針等についてヒアリングを行い、それを受けて被告東電は佐竹健治氏に「長期評価の見解」の科学的知見としての成熟性の程度について問い合わせた。

合わせるなどした上で、「『長期評価の見解』を決定論ではなく確率論において取り扱っていく方針」を保安院に報告し、保安院がこれを了承したのであり、かかる保安院の対応が工学的に正当であるというものです。

しかし、以下述べるように、川原氏の陳述書添付のメールの内容からは保安院が適時にかつ適切に規制権限を行使したとはいえないことが明らかです。

## 2 資料①8月5日のメール（東京電力社内向け）及び資料②8月6日のメール（電力各社担当向け）について

まず、「長期評価」公表直後の2002年8月5日のメールからは、川原氏が被告東電の津波対策の担当者である高尾誠氏（証拠上は黒塗りとされているが刑事事件の証言から特定できる。）に対し「福島～茨城沖も津波地震を計算すべき」と指摘していることがわかります。これは、同日被告東電に先立ち、東北電力が保安院に対して、女川原子力発電所の安全性確認にあたって「長期評価」の津波地震の想定を基に波源モデルを設定して津波シミュレーションを行っていることを報告したことも踏まえてのものであり、規制行政庁として当然の指摘でした。

しかし、これに対して高尾氏が「40分間くらい抵抗した」ところ、保安院側がこれに屈し、「結果的に計算する」ことにはならず、被告東電の「宿題」として「推進本部がなぜそうしたのか、委員の先生から経緯を聴取することとなりました。同様の経緯は翌8月6日のメールにも表れています。

このように、保安院が「長期評価」の判断の地震学上の根拠を確認することを自らは行わず、規制の対象であり監督の相手方である被告東電に放り投げてしまうこと自体、規制権限を適切に行使しているとはいません。

### 3 資料③、資料④及び資料⑤（東電担当者と佐竹氏とのやり取り）について

次に、同年8月7日、高尾氏が佐竹健治氏に対して「長期評価」の津波地震に関する判断の根拠についてメールによって照会を行い、これに佐竹氏が答えたやり取りが示されています。

しかし、そもそも高尾氏は、佐竹氏に対して、この照会が福島第一原発の津波に対する安全性を確認することを目的として保安院からの指示に基づいて行われていることを告げておらず、佐竹氏からも短いメールでの回答しか得られていません。このような曖昧なやり取りをもって、保安院からの「宿題」が果たされたと評価することはできません。

そしてなによりも、佐竹氏の回答内容は、「長期評価」の客観性及び合理性を否定するものではありません。

まず、「長期評価」が「1896年のほかに、1611（慶長津波）年、1677年（房総沖）の地震を津波地震とみなし（これには私を含めて反対意見もありましたが）」との佐竹氏のコメントは、佐竹氏らがいったんは表明した、慶長三陸地震は千島沖ではないかという反対意見も踏まえた上で、最終的に、延宝房総沖地震、慶長三陸地震を日本海溝寄りの津波地震と結論づけたことが述べられているのであり、「長期評価」の判断の信頼性を否定するものとはいえません。

さらに、「長期評価」「では少なくとも過去400年間のデータを考慮しているのに対して、谷岡・佐竹では、過去100年間のデータのみ（と海底地形）を考慮した、という違いはあります。」との佐竹氏のコメントは、谷岡・佐竹論文に比べ、長期間にわたるデータに基づく「長期評価」の判断の方が、地震学的な信頼度において優ることを示すものです。

佐竹氏は最終的なコメントとしても、「今後の津波地震の発生を考えたとき、どちらが正しいのか、と聞かれた場合、よくわからない、というの

が正直な答えです。」と述べるにとどまっています。

#### 4 東電担当者の虚偽報告と保安院の組織的検討の不存在（資料⑥、8月23日・被告東電担当者から電力各社担当向けメール）

その後の同年8月23日のメールによれば、前日の22日に、高尾氏が保安院の野田係官に対し、先ほど述べた「宿題」について口頭で説明したとされています。

同メールにおいて高尾氏は、佐竹氏が「分科会で異論を唱えたが、分科会としてはどこでも起こると考えることになった」と佐竹氏から回答を受けたことを野田係官に報告したと述べています。

しかし、この報告では、佐竹氏の「長期評価」の根拠についての実質的な回答部分が一切説明されていません。また、佐竹氏が「異論を唱えた」と回答したのは「慶長三陸地震及び延宝房総沖地震を津波地震とみるか」という点であるにもかかわらず、「長期評価」の最終的な結論である「どこでも起こると考えることになった」という部分に反対したかのように述べる点は、事実にも反します。

その上で、高尾氏は、「長期評価」の判断については確定論に基づく検討には取り入れず、確率論的手法を取り込む方針を説明し、これに対して、単なる係官に留まる野田氏が、被告東電の同方針を了承した、という経過が示されています。ここからは、内部での組織的な検討をせず、また、規制対象である被告東電の報告を鵜呑みにして佐竹氏に直接確認することすら怠った保安院の杜撰な対応が明らかとなっています。

また、当時、確率論的安全評価は手法確立の目処すら立っていませんでした。被告東電の方針を了承したことは、安全性の確保に資するものではなく、規制としての実効性に欠けるものであります。

## 5 結論

以上より、川原陳述書及びその添付メールからは、保安院の対応が著しく不合理であり、保安院が適時にかつ適切に規制権限を行使したとは到底言えないことが明らかとなっています。

以上